

## 西宮市教育委員会通学区域特認校制度実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、西宮市立小学校、中学校及び義務教育学校の通学区域に関する規則（以下「規則」という）に基づき、通学区域の弾力化の観点から実施する通学区域特認校制度について、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 通学区域特認校制度とは、通学区域の弾力化の観点から、真に特色ある教育活動を展開している学校を教育長が通学区域特認校に指定し、保護者が、その通学区域特認校がもつ特色の中で児童生徒に教育を受けさせたいと希望する場合に、通学状況など、就学の条件について考慮した上で、通学区域外からその通学区域特認校への就学が認められる制度をいう。

### (通学区域特認校の指定または解除)

第3条 通学区域特認校の指定は、校長の意見を聴取した上で、教育長が行う。

ただし、新設する学校については、開校の前に教育長が指定する。

- 2 教育長は、通学区域特認校に指定した場合、校長に指定した旨を通知する。ただし、新設する学校については、開校時に通知する。
- 3 校長は、教育長から通学区域特認校指定にかかる意見を求められた場合は、指定された期日までに意見書を提出しなければならない。
- 4 通学区域特認校の指定の解除は、校長の意見を聴取した上で、教育長が行う。

### (募集人数)

第4条 募集人数は、通学区域特認校の校長の意見を聴取した上で、教育長が定めるものとする。

### (通学区域特認校への就学)

第5条 保護者は、次の各号すべてに該当する場合には、通学区域特認校への就学を願い出ることができる。ただし、規則第2条に規定する指定校が就学を希望する通学区域特認校である場合を除く。

- (1) 児童生徒及び当該保護者が原則として西宮市に在住すること。
  - (2) 児童生徒が通学区域特認校の教育計画に沿った学校生活ができること。
  - (3) 児童生徒の保護者が就学を希望する通学区域特認校の教育方針及び諸活動に賛同し協力すること。
  - (4) 児童生徒が卒業まで通学する意志を有すること。
  - (5) 児童生徒が原則として徒歩又は公共交通機関を利用し、保護者の責任において安全に通学することができること。なお、通学にかかる交通費については、保護者が負担すること。
- 2 保護者は、前項の願い出をしようとするときは、あらかじめ定められた期間内に、教育委員会に通学区域特認校就学願兼指定学校変更願を提出しなければならない。
  - 3 前項の願い出を受けた教育委員会は、第1項に定める就学条件の確認を行った上で、就学を認めるときは、保護者に通学区域特認校就学承認書兼指定学校変更特別許可書をも

って通知する。

- 4 就学条件を満たす者が募集人数を超えた場合は、抽選を行う。
- 5 通学区域特認校に指定された学校の校区に住所を有する児童生徒が西宮市内で転居した場合は、第2項に規定する通学区域特認校就学願兼指定学校変更願を教育委員会に提出することにより、引き続き同通学区域特認校に就学することができる。
- 6 第3条の規定に基づき通学区域特認校の指定が解除された場合、若しくは通学区域外から就学する児童生徒又は保護者の事情により、当該通学区域特認校への就学が困難になった場合は、当該児童生徒について、教育長は、規則第2条の別表に基づいて就学すべき学校を指定する。ただし、通学区域特認校への就学を許可された児童生徒の保護者が、通学区域特認校が解除された後も同校への就学を希望し、通学区域特認校の校長が認めた場合については、引き続き同校に就学することができる。
- 7 通学区域特認校への就学を許可した後において、申請の事実と異なり、又はこの制度の趣旨に添わない事由が生じ、教育計画に支障があると認められるときは、就学許可を取り消すことがある。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、通学区域特認校制度に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、令和元年10月10日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年11月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年3月19日から施行する。